

こちら企業の労働 11
0番です。

電話の主はある製造業
の工場長さんです。
「今、当社の製造ライン
に組立工の派遣労働者に
来てもらつていて、派遣

名北協会相談員日誌 16

名北協会相談員日誌 16 名北協会相談員 企業の 労働110番です



会社との当初の約束の1
年が来月なのだが、もう
1年延長しようと思つて
いる。何か注意点はあり
ますか?」
とのご質問でした。

船岡社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門相談員
社会保険労務士

船岡和彦

期間に制限を設けており、
今回の組立工のような派
遣労働者は、原則1年間
しか派遣就業を受け入れ
ることはできません。こ
のようないふれ期

ことによつて、原則の1
年を超えて最大3年間、
派遣受け入れの延長が可
能となります。

二つ目は、雇用の申し
込み義務に関する派遣先
の対応です。

派遣先は「自由化業務」



間が定められている業務
を「自由化業務」とい
ます。ただし、「自由化
業務」であつても、派遣
先があらかじめ派遣先の
労働者の過半数を代表す
る労働者に、派遣の受け
入れ期間の延長について、
意見を聞く手続きをとる

派遣元から派遣停
止の通知を受けた場合に、
その派遣期間を超えてその
派遣労働者を使用しようと
する場合は、派遣先に雇用
されることを希望する派遣
労働者に対し、派遣先が
雇用契約の申し込みをしな
ければなりません。

その他、派遣先には派遣
責任者の選任や、派遣
先管理台帳の作成・記
載や記録の保存などが義
務付けられており、また
労働局の調査を拒否、あ
るいは虚偽申告をした場
合には、罰金が科せられ
るなど派遣先にも重い処
分が科せられます。

さらに、労働基準法や
安全衛生法などでも、派遣
先が負うべき責任が規
定されています。

今後、派遣労働者の受け
入れを検討している企業
は関係書類や手続きにつ
いて、一度ご確認、検証
をお願いしたいと思いま
す。